

平成22年(ワ)第1417号 債権差押及び転付命令申立一部却下決定に対する執行
抗告事件(原審・東京地方裁判所平成22年(ワ)第6421号, 同年(ワ)第3388号)

決 定

千葉県

抗 告 人

代 理 人 弁 護 士

同

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

東京都

相 手 方 (債 務 者)

主 文

- 1 原決定主文第4項及び第6項を取り消す。
- 2(1) 抗告人の原決定別紙請求債権目録記載の請求債権の弁済に充
てるため、相手方が第三債務者第一生命保険株式会社及び同三
井生命保険株式会社に対して有する原決定別紙各差押債権目録
記載の債権を差し押さえる。
(2) 相手方は、上記(1)により差し押さえられた各債権について、
取立てその他の処分をしてはならない。
(3) 第三債務者第一生命保険株式会社及び同三井生命保険株式会
社は、上記(1)により差し押さえられた各債権について、相手方
に対して、弁済をしてはならない。
- 3 申立費用及び執行費用は、相手方の負担とする。

理 由

1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨は主文と同旨であり、抗告の理由は、別紙「執行抗告状」の「抗告

東 京 高 等 裁 判 所

の理由」記載のとおりである。

要するに、①原決定別紙差押債権目録3枚目の第三債務者第一生命保険株式会社及び同4枚目の第三債務者三井生命保険株式会社に対する各差し押さえるべき債権について、同各差押債権目録の記載により特定（民事執行規則133条2項）がされている、②すなわち、保険証券番号や保険契約の種別を特定しなくとも契約日の前後によって保険契約を客観的に特定することは可能である、③保険会社自身が、「差押命令の内容が過去に締結した保険契約全部について、契約締結日が古い契約順との記載がある場合は、保険の種類は問わず現在および過去に存在した全ての保険契約を調査対象として対応いたします。」との回答をしている（疎甲3の6）、④同旨の申立てで、差押命令が発令された例がある、⑤特定の方法を上記の各差押債権目録記載のとおりとしなければならなかったのは、上記第三債務者2社が、弁護士法23条の2に基づく照会請求に応じなかったためであり、そのような第三債務者が不当に強制執行手続を免れることができるのは、正義・公平に明らかに反する、以上の理由から、上記各差押債権目録記載の債権の差押命令の申立てを却下した原決定の主文第4項及びそれを前提とする申立費用に関する主文第6項を取り消し、同債権に対する差押命令を求めるというものである。

2 当裁判所の判断

- (1) 当裁判所は、以下のとおり、抗告人による前記第三債務者2社を第三債務者とする債権差押命令の申立てについては、原決定別紙各差押債権目録の記載により各差し押さえるべき債権が特定しているから、本件抗告は理由があるものと判断する。
- (2) まず、民事執行規則133条2項が差押命令の申立書に「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項」を明らかにしなければならないとしているのは、債権差押えが、債務者に対し処分を禁止するとともに、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する効果を有することから、債務者及び第三債務者にとって他の債権と識別できることが必要であるととも

に、執行裁判所にとっては、債権差押命令発令に先立ち、差押債権が差押禁止財産に当たるか否か、超過差押えになるか否かを判断する上でも必要であるからである。そして、その特定は、第三債務者にとって、債権者との間の公平を失する程度の過度の負担とならないよう、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で差押えの目的となった債権を特定することができる程度に行うことが必要である。

そうすると、その特定は、本来保険証券番号を特定することによって行うことが望ましいが、弁護士法23条の2に基づく照会にもかかわらず、第三債務者において保険証券番号を回答しないという場合にまで、保険証券番号の特定を求めることは相当とはいえない。

そして、そのような場合に、前記第三債務者2社に対する原決定別紙各差押債権目録の記載のとおり、契約年月日の先後で特定することが認められるとした場合に、第三債務者において、多数の保険契約の類型や種類を通じてその契約年月日の先後を調査し特定することが、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で行うことができるかが問題となる。

そこで検討すると、疎甲3の6によると、第三債務者第一生命保険株式会社においては、「差押命令の内容が過去に締結した保険契約全部について、契約締結日が古い契約順との記載がある場合は、保険の種類は問わず現在および過去に存在した全ての保険契約を調査対象として対応いたします。」との回答をしていることが認められる。また、疎甲1、同2の1ないし48によれば、契約者の氏名、住所、生年月日及び性別のみを特定した弁護士法23条の2に基づく照会に対し、回答を拒否した4社を除く生命保険会社43社が、生命保険契約の有無等について回答していることが認められる。さらに、疎甲4の1、同4の2の1ないし3、同4の3、同5の1、同5の2の1ないし4によれば、前記第三債務者2社に対する原決定別紙各差押債権目録の記載と同様の記載により債権差押命令が発せられた例があり、これに対し、第三債務者である生命

保険会社から、不服申立手続が採られたことをうかがわせる資料はない。

そうすると、前記第三債務者2社に対する原決定別紙各差押債権目録の記載のとおり、契約年月日の先後で特定した場合に、第三債務者において、多数の保険契約の類型や種類を通じてその契約年月日の先後を調査し特定することは、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲を超える過度の負担と多大の時間を要するものとみることは相当とはいえない。

(3) なお、保険契約に基づく解約返戻金請求権はいわゆる将来債権に該当するが、その差押えが認められ、差し押さえた債権者が取立権に基づきその解約権を行使できる（最高裁平成11年9月9日第一小法廷判決・民集53巻7号1173頁）。そのため、解約返戻金請求権の差押えを受けた第三債務者は、どの範囲にまで差押えが及んでいるかについては、その差押え時点において判断せざるを得ず、将来の解約権行使時点における解約返戻金の額は差押時のそれとは必ずしも一致しないが、そのことを理由に、前記第三債務者2社に対する原決定別紙各差押債権目録の記載によって、差し押さえるべき債権の特定を欠くということとはできない。

(4) そうすると、抗告人の前記第三債務者2社を第三債務者とする申立ては、原決定別紙各差押債権目録の記載で差し押さえるべき債権が特定されているというべきであるから、その申立ては適法で、認容すべきである。

3 したがって、原決定のうち、前記第三債務者2社を第三債務者とする申立てを却下した部分は不相当で、抗告人の抗告は理由がある。

よって、原決定主文第4項及び第6項を取り消し、抗告人の前記第三債務者2社を第三債務者とする債権差押命令の申立てを認めることとして、主文のとおり決定する。

平成22年9月8日

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官

加

藤

新 太 郎

裁判官

柴

田

秀

裁判官

都

築

政

則

東 京 高 等 裁 判 所

執行抗告状



平成22年7月23日

東京高等裁判所 御中

抗告人（債権者）代理人弁護士	荒井哲朗
同	白井晶子
同	太田賢志
同	佐藤顕子

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

原決定の表示

事件番号 東京地方裁判所平成22年（ル）第6421号

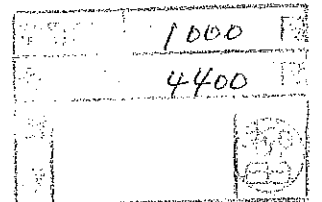
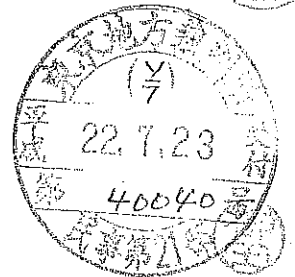
債権差押命令申立事件

決定日 平成22年7月20日

告知日 平成22年7月21日

主 文

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき
 - (1) 債権者[REDACTED]のために、債務者が第三債務者アクサ生命保険株式会社に対して有する別紙差押債権目録1枚目及び2枚目記載の債券を差し押さえる。
 - (2) 債権者[REDACTED]のために、債務者が別紙差押債権目録記載の第三債務者株式会社みずほ銀行以下7名に対する債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者



に対して弁済をしてはならない。

- 4 債権者[]のその余の申立てを却下する。
- 5 債権者[]の申立てにより、第1項(2)により差し押さえられた債権を、支払に代えて券面額で同債権者に転付する。
- 6 債権者[]の申立費用のうち、差押命令正本送達費用につき2820円を超える部分及び資格証明交付手数料につき1160円を超える部分はいずれも同債権者の負担とする。

抗告の趣旨

- 1 原決定第4項及び第6項を取消す。
 - 2 (1) 相手方(債務者)が、第三債務者第一生命保険株式会社及び同三井生命保険株式会社に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
(2) 相手方(債務者)は、(1)により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
(3) 第三債務者第一生命保険株式会社及び同三井生命保険株式会社は、(1)により差し押さえられた債権について、相手方(債務者)に対して、弁済をしてはならない。
 - 3 申立費用及び抗告費用は、相手方(債務者)の負担とする。
- との決定を求める。

抗告の理由

- 1 本件は、保険証券番号による特定ではなく、契約日順での特定をして生命保険契約の返戻金等の差押を求めるものである。

抗告人(債権者)(以下、「債権者」という。)がこのような特定をせざるをえなかったのは、本件申立てに先立つ弁護士法23条の2に基づく照会に対して第三債務者第一生命保険株式会社及び同三井生命保険株式会社が回

答を拒否したため保険証券番号を知ることができなかったことによる。

しかし原決定は、保険契約に基づく解約返戻金請求権は将来債権であるから保険契約に一定の順序をつける方法では差押命令が送達された時点では差押命令の効果が及ぶ範囲を判断することが不可能ないし極めて困難となる、として申立てを却下した（原決定は種別の特定が必要であるかのようにもいうが、この点については理由が付されておらず、種別が異なっているにもかかわらず、契約日の前後等によって保険契約としては客観的に特定されているのであるから、結局上記の考え方の是非の問題に尽きるものと解する。）。

しかし、このような判断は是認できない。

第三債務者は弁済禁止効、陳述書の提出義務、これに関する損害賠償責任の負担、債務不履行責任の負担等を負うから、民事執行規則133条2項にいう「特定」には、第三債務者に不当に過大な負担を強いることのないよう、

「債権者と第三債務者との間の利害状況を総合して第三債務者に債権者との関係で公平を失する程度の過大な負担を負わしめないための要件」となることが期待されていることは首肯しうる。このことを考えてなお、本件では「特定」に欠けるところはないというべきである。

以下、詳論する。

2 本申立てに至る経緯は、以下のとおりである。

簡易生命保険を含む生命保険の全てについてその詳細を調査するための弁護士法23条の2に基づく照会請求は、氏名及び生年月日と住所地（及び旧住所地）が特定されていさえすれば回答がなされる運用になっている（一般的に公知の事実であるとはいえないが、御庁が職務上当然に知るべき事実であろう。このこと自体が、すでに、保険会社において契約者の氏名・生年月日及び住所地さえ明らかになれば保険契約を探知・特定することが容易にできることを示している。）ところ、債権者は、本件相手方（債務者）（以下、「債務者」という。）を含む3名の生命保険を弁護士会照会によって調査し、本件第三債務者2社を除く43の生命保険会社はきちんと回答をしたが（他

に株式会社かんぽ生命保険及び明治安田生命保険相互会社が回答拒否) (疎甲1, 2, 照会先には回答する法的義務があるというのが大勢の理解であるから、当然の対応である。なお、保険証券番号を特定しないと回答できない旨の回答をした生命保険会社はない。), 第三債務者第一生命保険株式会社からは債務者以外の2名については該当なしと回答しているが、債務者については、保険契約関係者の守秘義務の観点から回答は控えているので債務者からの委任状の提出を求める旨、第三債務者三井生命保険株式会社からも債務者以外の2名については該当なしと回答しているが、債務者については、個人情報の保護ならびに金融機関としても守秘義務の観点から、債務者の同意が確認できる委任状及び印鑑証明書等がないと回答できない旨がそれぞれ回答された(疎甲2の23, 2の42。)。このような回答から、債務者については保険契約が存在することが明らかであるので、本件申立てをするに至った。

近時債権者代理人が本件同旨申立をしてされた差押命令の発令例が3件あり(さいたま地裁平成21年(ル)第1431号, 第三債務者は第一生命保険互助会社, 千葉地裁平成21年(ル)第1858号, 第三債務者日本生命保険相互会社, ソニー生命保険株式会社, 住友生命保険相互会社, 東京地裁立川支部平成22年(ル)第5372号, 第三債務者株式会社かんぽ生命保険, 第一生命保険株式会社, 明治安田生命保険相互会社。), 日本生命保険相互会社を除いていずれも第三債務者から何らの留保なく陳述書が提出され(すでに解約・執行した保険契約が複数ある場合にはそれらを付記する陳述書が提出されている。), 保険契約が存在したものについては取立てを了している(陳述書に「但し, 差押債権目録に保険証券番号の記載がない為, 明確にしていきたい」と記載した日本生命保険相互会社についても, 23条照会に回答しないからこのようなことになっているのであり, 証券番号の特定を求めるのは筋違いである旨述べた上で解約返戻金の支払を求めたところ, 結局特段の手続的混乱もなく取立てを完了し

た。現在まで第三債務者から何らかの不服申立手続が採られた例はない。
以上疎甲3の1ないし3, 4の1ないし3, 5の1ないし2)。

なお、上記さいたま地裁平成21年(ル)第1431号事件については、
申立に先行する弁護士会照会に対して、第三債務者である第一生命保険互
助会社は回答を拒否する旨の回答をした。しかし同社は別事件での照会に
対しては「ない」と回答していたため、当該事件での上記回答はむしろ保
険契約が存在するのではないかということを強く推測させたことから、イ
ンターネットで第三債務者のホームページを検索するなどして取扱ってい
る生命保険の種類を検索して明らかにできた11種の保険契約を列挙する
差押債権目録による差押命令の申立をして発令された(さいたま地裁平成
21年(ル)第1209号)。これに対する陳述書の記載は「差押債権目録
に記載の保険種類11種類」についてはないというものであり別の種類の
保険についてはあるというニュアンスのものであったため、過去に取扱っ
た全保険商品の照会をするのに併せて特定の契約者について保険契約の全
部を契約締結日が古い順として特定する差押えへの対応が可能であるか否
かについても電話及び書面によって問い合わせたところ、文書により、「差押
命令の内容が過去に締結した保険契約全部について、契約締結日が古い契
約順との記載がある場合は、保険の種類は問わず現在及び過去に存在した
全ての保険契約を調査対象として対応いたします。」との回答を得たため、
上記各申立を行うこととしたものである(以上疎甲3の4ないし6)。

もつとも、上記各差押命令の差押債権目録は保険契約の表示の中で契約
日による前後関係を入れ込んでおり、債権者代理人において再考したとこ
ろ、今回の差押債権目録の方が適切であると考えた。

3 原決定の誤り

原決定は、保険契約に基づく解約返戻金請求権は将来債権であるから保
険契約に一定の順序をつける方法では差押命令が送達された時点では差押
命令の効果が及ぶ範囲を判断することが不可能もしくは著しく困難となる

という。

しかしながら、民事執行法146条2項は、「差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。」と規定するが、将来債権の差押の場合には同項にいう「差し押さえた債権の価額」とは、差押命令が送達された時点での「価額」を意味すると解するべきであって、将来債権の差押については差押命令送達時に差し押さえる範囲が画されないかのような原決定の理解は相当ではない。

また、原決定のような理解は、現在の執行実務とも整合しない。例えば、定期預金を含む銀行預金の差押においては、支店を特定すれば（その要否には争いがあるところであるが）、当該支店に複数の定期預金が存在する場合にも一定の順序（預金番号の若い順によるのが通例である）に従って差押がなされる。定期預金は解約するまで金額は確定せず（増加し続け）、満期前解約権の行使の有無及びその時期、その時の利息の不利益変更の条件などによって、価額が将来的に変動するものであるが、差押時（差押命令送達時）の債権額に従って超過差し押さえとなるか否かを決して差押手続が進められることとなっているのである（預金債権差押の効果が預金元本の支分権である利息債権（当然のことであるが、差押命令送達後に増加するものである。）に及ぶことは普通預金についても同様であるが、定期預金は満期前解約による利率の遡及的不利益変更などがあるために「不確定性」がある。）。さらに、東京地裁民事第21部も、一定の類型（例えば「終身保険」）の中で順位を付することは認めるようであるが（平成20年（ル）3042号，疎甲6），これとも整合しない。複数の終身保険があるときと終身保険と養老保険があるときとで「差押命令の効果が及ぶ範囲を判断」する可否及び難易の質的程度に差異は全くないし、量的程度にも差異はほとんどない。

そもそも、上記のとおり、保険会社自身が、「差押命令の内容が過去に締

結した保険契約全部について、契約締結日が古い契約順との記載がある場合は、保険の種類は問わず現在及び過去に存在した全ての保険契約を調査対象として対応いたします。」との回答をしているのであるし、現に同程度の特定による差押命令の発令例も複数にのぼり、いずれも保険会社からの不服申し立てなどもなく確定しているのである。これらの「現実」は、原決定の懸念が杞憂であることを示しており、万一この点で特定になお疑義が払拭し得ないというのであっても、本申立においては、各差押債権目録に、「ただし、複数の保険契約があるときは各保険契約についての差押債権額は各保険契約を本差押命令送達の際に解約したとした時の解約返戻金の金額を上限とする。」と記載していることからこの点の問題はクリアできている。

ところで、債権の特定の問題に基因して弁済の有効性が争われたり、債務不履行責任に関する紛争が生じないように配慮される必要があることは首肯しうる。しかし、それは、調査能力に限界がある債権者の利益と、適切に衡量されるべき要請であることが忘れられてはならない。現状でも、事前の担保契約などが存在しない限り保険証券番号や契約年月日等を特定することが事実上不可能であることは明らかな事柄である。弁済を巡る紛争については、差押命令の申立の態様や差押債権の記載方法及びそのような記載になった経緯等をも勘案して民法478条を柔軟に解釈することによって（同法に関する従来の裁判例に照らしても、同法が柔軟な解釈を拒絶する硬直性を有しているものとも考えられない。）公平を図ることとするのが適切であると考えられる。

さらに、原決定は、保険会社が弁護士法23条の2に基づく照会請求に応じなかったからこそ「特定」の方法を通例と異ならせなければならない事態に至っていることに正しく想到していない。

生命保険会社が保険契約の存否等の照会に応じるべき法的義務があることはこんにちでは議論の余地のない程度に明らかである。個人情報保護法

23条1項においても、個人情報取扱事業者（個人情報を含む情報の集合物で電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等を事業の用に供している者、同法2条1ないし3項参照）は、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することを原則として禁止されているが、法令に基づく場合（同法23条1項1号）などは除外されているところ、弁護士法23条の2に基づく照会が「法令に基づく場合」にあたることはいうまでもなく、生命保険会社の回答拒否の正当な理由とはならないことはおよそ明らかである（そうでないとの趣旨を読み取れる裁判例は見当たらない）。

現在の民事執行手続の運用上「特定」の概念は客観的意味のそれや日本語としての一般的な意味を離れた「債権者と第三債務者との間の利害状況を総合して第三債務者に債権者との関係で公平を失する程度の過大な負担を負わしめないための要件」という評価的概念となっているところ、法制度全体を支配する価値である「公平」は差押債権の特定の問題を考えるに際しても重視されなければならないことはいうまでもない。債権者は、本件申立に先立ち、第三債務者に対して弁護士法23条の2に基づく照会請求によって債務者の保険契約について照会しており、同照会書には債権者が債務者に債務名義を有していること（この点において、債権者と債務者との間に請求権が存在するか否かについて疎明されているにすぎない債権仮差押命令申立事件とは異なる。）、債務名義が悪質な詐欺商法による損害賠償請求権であることが記載され、解約返戻金等債権差押命令の申立のために必要である旨明記されているのである。

このような場合には、証券番号などを特定してする通常の「特定」の方法が採れないことからくる不利益（何らかの負担が生じ、あるいは何らかの負担が増大するだろう）は、すべからず第三債務者に負わしめるべきである。債権者は、23条照会にきちんと回答した生命保険会社も含めて本件申立を行い、回答した生命保険会社については、発令を得ている。第三

債務者第一生命保険株式会社及び三井生命保険株式会社が23条照会に回答せず、強制執行妨害行為ともいうべき保険契約に係る債権の隠匿を行った結果、強制執行手続の煩瑣から免れることになるというのは、正義・公平に反する。

御庁に深く想到していただきたいのは、証券番号を記載していないものについて特定がないとして却下され、その余の保険について発令されるという原決定のような決定がなれるときには、債務者がさらなる執行の危険を具体的に感じて保険契約を解約してしまうこととなるのは見易い道理であるということである。弁護士会照会に回答があったものについては滞りなく強制執行手続が進んでおり、債務者にも決定正本が送達されることとなるから、債務者がよほどのお人好しでない限り、差押命令の申立が却下された保険契約を解約したであろうと考えられるのである。このように、弁護士会照会に応じない一部の保険会社（本件第三債務者ら）は、強制執行妨害行為ともいうべき保険契約に係る債権の隠匿を行った結果、自らのみ不当に強制執行手続の煩瑣から免れることになり、その反面で、債権者には取り返しのつかない、債務者の「財産隠し」という極めて大きな不利益を負わせることになる。このような事態を放任することは、法秩序全体を支配する価値である正義・公平に明らかに反する。

原決定は、弁護士会照会に応じて執行手続きがまっとうに遂行されることに正当に寄与した保険会社にのみ民事執行手続に協力する煩瑣を負わせ、結果、保険会社に弁護士会照会及び民事執行制度の機能不全を招来する対応を奨励するがごときものであって、到底是認されるべきものではない。

4 以上のとおりであるから、御庁において十分にご審理いただきたい。

証拠方法（疎甲号証。以下、単に番号のみを表示する。）

1 回答一覧

2の1ないし48 23条照会の回答書（照会申出書が含まれている）

- 3の1 さいたま地決平成21年9月18日
- 3の2 上記差押命令に関する第三債務者の陳述書
- 3の3 上記差押命令に係る債権の取立に関する書面
- 3の4 さいたま地決平成21年8月10日
- 3の5 上記差押命令に関する第三債務者の陳述書
- 3の6 第一生命保険互助会社からの回答書面
- 4の1 千葉地決平成21年10月22日
- 4の2の1ないし3 上記差押命令に関する第三債務者の陳述書
- 4の3 上記差押命令に係る債権の取立に関する書面
- 5の1 東京地裁立川支部決平成22年4月28日
- 5の2の1ないし4 上記差押命令に関する第三債務者の陳述書
- 6 東京地決平成20年5月21日

添付書類

- | | |
|-------------|-----|
| 1 疎甲号証写し | 各1部 |
| 2 委任状 | 1通 |

以上

当事者目録

〒 [redacted] 千葉県 [redacted]
抗告人（債権者） [redacted]

（送達場所）

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館地階
あおい法律事務所

電話 03-3501-3600

FAX 03-3501-3601

抗告人代理人弁護士 荒井哲朗

同 白井晶子

同 太田賢志

同 佐藤顕子

現住所 〒 [redacted] 東京都 [redacted]

（債務名義上の住所 東京都 [redacted]）

相手方（債務者） [redacted]

〒100-8411 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第三債務者 第一生命保険株式会社
上記代表者代表取締役 渡邊光一郎

〒100-8132 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
第三債務者 三井生命保険株式会社
上記代表者代表取締役 山本幸央

差 押 債 権 目 録

(債権者 [REDACTED] 第三債務者第一生命保険株式会社)

金 1 0 0 万 円

ただし、債務者（昭和 4 0 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生まれ、旧住所：東京都 [REDACTED]
[REDACTED]、埼玉県 [REDACTED]
東京都 [REDACTED]、埼玉県 [REDACTED]
[REDACTED]、東京都 [REDACTED]、石川県 [REDACTED]
[REDACTED]、東京都 [REDACTED]、東京都 [REDACTED]
[REDACTED]、東京都 [REDACTED] の住
所を含む）が、債務者と第三債務者第一生命保険株式会社との保険契約に基づ
き、第三債務者第一生命保険株式会社に対して有する配当金請求権、解約返戻
金請求権、満期金請求権にして、下記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

記

- 1 先行する差押え、仮差押のないものと先行する差押え、仮差押のあるもの
があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行する差押え、仮差押のないもの
 - (2) 先行する差押え、仮差押のあるもの
- 2 担保権の設定されているものとされていないものがあるときは、次の順序
による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 上記 1, 2 に同順位の複数の生命保険契約があるときは、契約日が早いも
のの順により、契約日が同一のものがあるときには保険証券番号の若い順に
よる。ただし、複数の保険契約があるときは各保険契約についての差押債権
額は各保険契約を本差押命令送達の際に解約したとした時の解約返戻金の金
額を上限とする。
- 4 配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権がある場合は、次の順序
による。
 - (1) 本命令送達日以降支払期の到来する配当金請求権にして、支払期の早い
ものから頭書金額に満つるまで
 - (2) (1) により完済されないうちに契約が中途解約された場合には、解約
返戻金請求権にして (1) と合計して頭書金額に満つるまで
 - (3) (1) により完済されず、かつ、中途解約されないうちに契約が満期を
迎えた場合には、満期金請求権にして (1) と合計して頭書金額に満つる
まで

差 押 債 権 目 録

(債権者[REDACTED]，第三債務者三井生命保険株式会社)

金 1 4 8 万 0 8 8 7 円

ただし、債務者（昭和40年[REDACTED]月[REDACTED]生まれ、旧住所：東京都[REDACTED]
[REDACTED]、埼玉県[REDACTED]
東京都[REDACTED]、埼玉県[REDACTED]
[REDACTED]、東京都[REDACTED]、石川県[REDACTED]
[REDACTED]、東京都[REDACTED]、東京都[REDACTED]
[REDACTED]、東京都[REDACTED]の住
所を含む）が、債務者と第三債務者三井生命保険株式会社との保険契約に基づ
き、第三債務者三井生命保険株式会社に対して有する配当金請求権、解約返戻
金請求権、満期金請求権にして、下記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

記

- 1 先行する差押え、仮差押のないものと先行する差押え、仮差押のあるものがあるときは、次の順序による。
 - (1) 先行する差押え、仮差押のないもの
 - (2) 先行する差押え、仮差押のあるもの
- 2 担保権の設定されているものとされていないものがあるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 上記1，2に同順位の複数の生命保険契約があるときは、契約日が早いものの順により、契約日が同一のものがあるときには保険証券番号の若い順による。ただし、複数の保険契約があるときは各保険契約についての差押債権額は各保険契約を本差押命令送達の際に解約したとした時の解約返戻金の金額を上限とする。
- 4 配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権がある場合は、次の順序による。
 - (1) 本命令送達日以降支払期の到来する配当金請求権にして、支払期の早いものから頭書金額に満つるまで
 - (2) (1)により完済されないうちに契約が中途解約された場合には、解約返戻金請求権にして(1)と合計して頭書金額に満つるまで
 - (3) (1)により完済されず、かつ、中途解約されないうちに契約が満期を迎えた場合には、満期金請求権にして(1)と合計して頭書金額に満つるまで